

# 税金

## 国民健康保険税第8期の納付は 2月28日(木)までに

国民健康保険税第8期分の納期限は、2月28日(木)です。

納期限を過ぎると、その日数に応じて延滞金が増算されますので、お忘れのないように金融機関等で納付してください。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室

## 生命保険料控除の改正

平成25年度の町・県民税より、生命保険料控除の内容が改正されます。現行の「一般生命保険料に係る控除」および「個人年金保険料に係る控除」に加え、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除から、介護保障・医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払い保険料等について、「介護医療保険料に係る控除」が設けられます。

また、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除から、控除の限度額は28,000円に変更となります。なお、合計適用限度額は現行どおり70,000円です。

### 合計適用限度額：70,000円

【旧契約】 平成23年12月31日以前に 締結した保険契約等	【新契約】 平成24年1月1日以後に 締結した保険契約等
一般生命保険料控除（遺族・介護・医療保障） 【限度額：35,000円】	一般生命保険料控除（遺族保障） 【限度額：28,000円】
	介護医療保険料控除（介護・医療保障） 【限度額：28,000円】
個人年金保険料控除（老後保障） 【限度額：35,000円】	個人年金保険料控除（老後保障） 【限度額：28,000円】

※1：一般生命保険料控除について、新契約と旧契約の両方の契約がある場合の限度額は28,000円。

※2：個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方の契約がある場合の限度額は28,000円。

※3：町・県民税における生命保険料控除の変更点となるため、所得税における生命保険料控除の変更点とは異なります。

①新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に係る控除額

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料に係る控除額について、それぞれ表1のとおり計算します。

②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除額

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等については、従前の計算方法が適用されます。一般生命保険料および個人年金保険料に係る控除額について、それぞれ表2のとおり計算します。

表2

支払保険料等の金額	控除額
15,000円以下	支払保険料等の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等の金額 × 1/2 + 7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等の金額 × 1/4 + 17,500円
70,000円超	一律 35,000円

表1

支払保険料等の金額	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等の金額 × 1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等の金額 × 1/4 + 14,000円
56,000円超	一律 28,000円